

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当該休日には、
その日が休日である場合)

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(農村整備課)(二件)

県営土地改良事業計画の変更(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

告 示

鳥取県告示第千百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

鳥取県告示第千百六十五号

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
繩田医院	鳥取市元町四三三	平成元年十一月二十四日
西尾医院	鳥取市富安一丁目五一二	〃
本田内科医院	米子市昭和町七一一	平成元年十一月十八日
西尾歯科	鳥取市富安一丁目五一二	平成元年十一月二十四日
西川延命堂薬局	米子市富士見町二丁目一一五	平成元年十一月十五日
健クリニック	米子市中町一二三一三	平成元年十一月二十七日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一一	平成元年十一月二十一日

米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業榎原地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月十一日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市中町二十米子市四ヶ村堰土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十一日から二十九日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大鴨地区農業用用排水・農道整備及び暗きよ排水を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第

鳥取県告示第千百六十六号

国府町が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業榎原地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決

五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月八日

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十一日から二十九日間

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

三 縦覧に供する場所

四 異議の申立て

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千百六十八号

鳥取市が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業上米積地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

特別型）野坂地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十一日から二十五日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七十号

鳥取県告示第千百七十一号

郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業明辺地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

る。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十一日から二十五日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年十二月十一日から二十九日間
- 三 縦覧に供する場所
縦覧に供する場所

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年十二月十一日から二十九日間
- 三 縦覧に供する場所
縦覧に供する場所

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七十二号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（眷谷）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十一日から二十九日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六九三の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二-1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字身千山八八九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年七月三日鳥取県指令受鳥土維第二百四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字五反田及び字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第千百七十五号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成元年 十二月四日	四九六	境港市上道町 二〇七八一一	株式会社 山陰合同銀行	境港市上道町二〇七八一一
			境大橋支店	株式会社山陰合同銀行 境大橋支店